

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 更新のご案内 ②

患者様がお持ちの受給者証は令和8年3月31日で有効期間が終了します。

引き続き交付を希望される場合は、更新手続きが必要です。

令和8年2月6日（金）までに、同封の返信用封筒でご提出ください。

※市役所・区役所・保健所等では受付できませんので、ご注意ください

なお、他県に転出された方は、下記問合せ先までご連絡ください。

《提出が必要な書類について》

①先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書

※登録情報を印字しています。修正がありましたら、赤字でご記入ください。

②診断書（医師に記入してもらったもの）

※血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症の方は、診断書ではなく下記の書類をご提出ください。

※診断書発行手数料がかかることがあります。これは申請者の自己負担となります。

どちらか

③(マイナンバーを記載しない場合)

健康保険証、保険者から交付された「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報画面」を印刷したもののいずれか1点（コピー）

③(マイナンバーを記載する場合)

マイナンバーカード(両面コピー)

＜該当する方が提出する書類＞

●医療受給者証に記載された住所・氏名から変更があった方

☐ マイナンバーカード（コピー）や住民票の写し（コピー可）

●血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症の方

☐ 「裁判による和解調書の抄本」や「医薬品医療機器総合機構（旧 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構）から交付された通知」など、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染者であることがわかる書類

更新後の受給者証は、令和8年3月に順次発送予定です。

裏面もご確認ください。

問合せ先

難病対策グループ

電話 045(210)4777

《問い合わせが多い内容について》

○提出期限までに提出が間に合わない場合

病院受診のタイミングなどにより、更新手続きが提出期限に間に合わないという場合、
3月31日までは更新申請を受け付けています。

ただし、提出が遅くなった分、受給者証の発行が遅くなる場合があります。

また、4月1日以降の申請については、新規申請として取り扱いますので、ご了承ください。